

令和7年度 第1回芦屋市打出^{打出}芦屋^{芦屋}財産区共有財産管理委員会 会議録

日 時	令和7年5月22日(木) 午前10時～午前11時30分
場 所	東館3階 災害対策本部オペレーションルーム(大会議室北)
委員出席者	細谷昌巳委員長、樋口勝紀副委員長、極楽地太一委員、朝比奈 洋委員、阪口輝紀委員、寺本慎兒委員、天王寺谷昭博委員、天王寺谷充康委員、松本隆夫委員、馬場重行委員、織田信也委員、福井利道委員、山村剛史委員
委員欠席者	杉本光仁委員、灘本二三夫委員
市側出席者 事 務 局	岡崎総務部長 総務課：篠原課長、柿原係長
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0人

【会議次第】

1 あいさつ

2 報告事項

- (1) 令和6年度 打出芦屋財産区会計決算(見込)について
- (2) 奥山落石防護網修繕工事について
- (3) 令和7年度 打出芦屋財産区会計予算について

3 その他

細谷委員長	それでは、ただ今から、芦屋市打出・芦屋財産区共有財産管理委員会を開催いたします。開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。
－細谷委員長あいさつ－	
事務局	ありがとうございました。 財産区管理者である高島市長は、他の行事と重なっております、

	<p>申し訳ございませんが、欠席となっております。</p> <p>それでは、本年4月の人事異動により、総務室長の篠原が総務部主幹として、総務係を担当することになりましたので、ご紹介させていただきます。</p>
<p>－篠原室長あいさつ－</p>	
事務局	<p>それでは委員長、議事の進行をお願いします。</p>
細谷委員長	<p>それでは、議事に入ります前に委員の出席者を確認します。本日定員15名中、13名の出席があり、本委員会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は慣例によりまして、馬場重行委員と極楽地太一委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項(1)「令和6年度 打出芦屋財産区会計決算(見込)について」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－令和6年度 打出芦屋財産区会計決算(見込)について説明－</p>
細谷委員長	<p>ありがとうございます。ただ今の説明に何か質問等ある委員はお願いできますか。</p>
松本委員	<p>歳入のところの一番下の欄の事故繰越額除く21万3,514円と書いてあります。</p> <p>ここでこの金額の根拠と、一方では、先ほど最後におっしゃった最終の清算が済んでないということで、一番下段の事故繰越額を含むということでマーキングされていますが、これはなぜでしょうか。その2点だけ確認したいと思います。</p>
事務局	<p>まず歳出から先に確定したほうがいいと思いますが、歳出として防護網工事の関係で支払っているのは1,430万円です。</p> <p>ただし、残金が3,170万円ありまして、これが現在、工事は最終段階ですが、工事の検査も清算も終わってないので執行できない状態です。検査・精算後の令和7年6月になってから執行する予定ですが、令和6年度予算は3月末の段階で締めますので、その段階では執行していません。ただし、6月になってから執行する分の見込み</p>

	<p>として3,170万円を見込んでいます。</p> <p>そうしますと、全体の歳出が5,322万9,093円になります。</p> <p>歳入が5,344万2,607円ございますので、事故繰越額を除くと21万3,514円の分が令和7年度に繰り越すという形になります。</p>
松本委員	21万3,514円というのが、その根拠というのを教えて頂けますか。
事務局	これは歳入と歳出の差額に相当します。
松本委員	<p>「事故繰越」と書いてあるから、何か事故が起きたか故障かなと思いました。</p> <p>事故が起きてまた何かあるのかとそういう意味合いで質問しました。</p>
事務局	<p>行政側の表現なので、そういう表現になります。</p> <p>「繰越」というのがありまして、基本的には役所の業務は、年度で行います。3月31日までに業務が終わって、それを最終的には検査と精算がありますので5月末までに支払うというのが市役所の会計の仕組みです。</p> <p>「繰越」は、その年度内に終わらなかった場合、ここでは令和6年度分ですから、令和7年3月31日までに終わらなかった工事とか業務があった場合、それを「繰越」という形で令和7年度になって支払うことになるのですが、その支払いは、令和6年の予算を使うことになります。</p> <p>今回の工事は、もともと3月31日までに終わる予定でした。1月の委員会的时候にも樹木を伐採して、これからアンカー打つ工事やりますっていう説明をさせていただきましたが、そのアンカー打っている途中で非常に地盤の弱い箇所が見つかりまして、それが原因で工事が遅れ、3月31日までには終わらなかったということから「事故繰越」という扱いになりました。</p> <p>この「事故」というのは、予定外のことがあって3月31日までに終わらずに3月31日を通り越してしまいました。そういう意味で「事故繰越」ということです。</p>

松本委員	<p>要は、計算上の問題ということですね。</p> <p>次の議題で来年度の予算の御説明あると思いますが、次の令和7年度の予算では満額の4,600万円か何かが計上されていますよね。</p>
事務局	<p>令和7年度予算としては、計上していません。</p> <p>4,600万円は、あくまでも令和6年度の予算ということです。</p> <p>令和6年度予算を令和7年度に執行するということです。</p>
細谷委員長	<p>ありがとうございます。次に質問はありませんか。</p>
寺本委員	<p>歳出のところですが、郵便のところの細かい話ですが、この郵便料と切手代の違いは、切手代は分かりますが、郵便料というのは、どういうものでしょうか。</p>
事務局	<p>切手代は、委員に文書をお送りする際に返信用封筒に貼っている切手代になります。また、郵便料というのは、お送りする封筒に切手ではなくて、スタンプが押されていますが、あれが郵便料金になります。</p>
福井委員	<p>予算のときに指摘したと思いますが、蛇谷の仮設道路補修工事ですが、これはそもそも国が砂防ダムを建築するときに道を造って、それが崩れてきているのですから、造った国に直してもらう必要があるのではと言ったと思います。</p>
事務局	<p>この道は、過去に堰堤を造る際の仮設道路として造ったものです。工事が終わった以降は、国としては、そこを補修するということはできないという考え方です。</p>
福井委員	<p>この59万8,400円は全額財産区が負担するのですか。</p>
事務局	<p>財産区所有地ですので、財産区で負担します。</p>
福井委員	<p>道路は、財産区に所有権が移っているのですか。</p>
事務局	<p>道路は、財産区共有地にありますので、財産区のものです。</p>
福井委員	<p>財産区として使わないのであれば、別に補修工事をする必要はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>そこはなかなか難しいところです。消防本部が、山林火災の訓練とか、あるいは救助とかに使ったりしているようです。神戸市から</p>

	<p>林野パトロールの車両も来ているときもあります。芦屋市側から入山したり、神戸市側から入山したりするケースもあります。</p> <p>基本的には財産区の中の土地の部分ですので、財産区として対応することになります。</p>
福井委員	<p>何か使っている人から、お礼とかあるのですか。言ってほしいというわけではないのですが。</p>
事務局	<p>消防本部としては、工事費の負担は難しいようです。</p>
福井委員	<p>防護網補修工事については、水道施設のための工事ですね。</p> <p>水道施設に貸し付けているもので、前回の会議でも、安価で貸し付けているところに対して、やはり防護網の補修工事の幾らかは、この後の利用料の中で返してもらわないとダメではないでしょうか。</p> <p>会計を別にしていきますので、特別会計で戻してもらおうようなやり方というのをやはり進めていかないといけないのではないのでしょうか。</p> <p>次崩れたらもう財産区積立金は、なくなってしまいますからね。そこも含め、今後の積立ても含めて、市の会計の方でも貸付金については調整とか協力していただきたいなと思います。</p>
事務局	<p>これまでも説明しておりますが、財産区の山が崩れたりしたケースで応急復旧工事というのは財産区でしたこともあります。</p> <p>本格復旧工事につきましては、例えば県道に影響がある場合だと県が施工し、河川に影響がある場合は国が施工しています。</p> <p>今回のケースにつきましては、財産区の土地の中の問題であることから、土地所有者として対応したものです。</p> <p>水道部に貸しているのは防護網のさらに下の部分だけです。財産区の土地が崩れて、それが水道施設に影響があるということですので、財産区として対策工事をするという形になったものです。</p> <p>実際に水道の貸付は、確かに昔お互い話し合っ決めて、額が非常に少ないので、そこにつきましては今後また水道と一定協議の場を持っていきたいというふうには考えております。</p>

福井委員	よろしくお願ひします。
細谷委員長	他になにかご意見・ご質問はありませんでしょうか。
樋口副委員長	この前、他市でトラックが急に道が割れて落ちましたよね。 蛇谷のこの道で何かあったときは、財産区の責任になるのですか。
事務局	入口の所にチェーンに鍵をかけて、ゲートにしています。 通常は入れません。通れるのは消防車や公の機関だけです。 一般車両が入り込むことはありません。
樋口副委員長	ハイカーは、勝手に入っているということですか。
事務局	ハイカーは、ハイキング道として入っているということです。 ハイキング道はどこでも山の中にありますので、リスクというのは一定、前提としてはあります。 ハイキング道として整備したところではないので、ある意味、勝手に通っているという考え方です。きっちり整備した場合は別ですけども、そうでない山の道というのは、通り抜けしているという考え方になります。
樋口副委員長	何か張り紙等しなくても大丈夫でしょうか。
事務局	入口のところに「がけ崩れ注意」の看板は立ててあります。
樋口副委員長	「責任取れません」みたいなのは、書かなくていいのですか。
事務局	そこまでは書いておりません。 また梅雨どきになりますので、もう一回を現地見に行って、危険性の高い、まさにポイント、ポイントで必要であれば看板設置をしようかとは考えます。
樋口副委員長	何か事故があれば、自分らが悪いとは思わずに訴えるということが考えられる。財産区の道路ということですので、そこはきっちりしたほうが良いと思います。
細谷委員長	今まで大きな事故というものはあったのでしょうか。
事務局	大雨の後に崩れたりして、ハイカーから通報があったことはあります。大きな崩れではなかったので、土砂の撤去を行いました。

	麓側、下側には「がけ崩れ」注意喚起の看板は、ありますが、山側から下ってくるところには、看板は設置していなかったと思いますので、確認します。
細谷委員長	この蛇谷の道は人気があるのですか。
事務局	バス停からアスファルト舗装の道が続いて、最後に少し登山道を登れば、東お多福山の頂上に着きます。小学生くらいだと登山道は少し登るだけなので、子供会等が登っているのを見たことはあります。 東お多福山の頂上周辺には、ススキが群生しており、環境保護・植生の維持管理として、除草等定期的に行っている団体もあります。その団体も資機材の運搬等に使っています。
細谷委員長	それでは、報告事項1については、了承しました。 次に、「報告事項2 奥山落石防護網修繕工事について」事務局、接明をお願いします。
事務局	－報告事項2「奥山落石防護網修繕工事について」説明－
細谷委員長	ありがとうございます。 やはり、樹木が生えて、上の方から崩落したということですか。
事務局	樹木が風で大きく揺れたことによります。
細谷委員長	防護網が頼りなさそうな気もしますが。
事務局	大きな岩があるところはがっちりと押さえ込むようになっています。その他の部分は、崩れてきた岩石を網で受け止めるようになっています。
細谷委員長	受け止めた岩石はそのままですか。
事務局	以前の防護網でも岩石を下部で受けとめる形でした。 今回もアンカーをしっかり打ち込んでいます。ただ、六甲山特有の花崗岩というのは、どうしても風雨により崩れやすくなります。
細谷委員長	確かにボロボロ落ちている。
事務局	風雨で風化して崩れやすくなりますからしっかりアンカーを打ち付けて、押さええています。ただし、アンカーを打ち付けています

	<p>が、表面はどうしても崩れます。握り拳大の石が転がってくるというのはある程度想定されますので、それをこの網で受け止めるということになります。</p>
細谷委員長	<p>あと何か質問はありますか。</p>
寺本委員	<p>地盤の関係で追加工事をしたということでしょうか。</p>
事務局	<p>工事の種類でアンカーを変更したということです。</p>
寺本委員	<p>市役所の土木工事の中で、一応、見積りを取って、現地調査もして、実際工事が始まった後、地盤の関係で追加なり、別の工法に変えないといけない場合は「事故繰越」になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>3月になってから工法変更の必要性がわかりました。その時点では議会が終了しており、「明許繰越」ができませんでした。</p>
寺本委員	<p>「明許繰越」できないという理由で「事故繰越」となるのですか。</p>
事務局	<p>事前にわかっている場合は、「明許繰越」となります。</p> <p>3月議会が終わった後に分かったので、議会に上げることができませんので、「事故繰越」となります。</p> <p>国のほうでは、一般的には災害とかそういったものが想定されるという理解です。市としても、まずはそういった事象、すなわち避けがたい事故として手続きも踏めないような状況ということだというふうに認識しています。</p> <p>ただ、ケース・バイ・ケースですので、今回の場合のように地中で生じている事象が直前になって判明したというのは、つまり、実際にアンカーを打とうとした地中に、対応できない事象があったということは、これはもう本当にレントゲンみたいな話で、中を見ないと分からないところです。生じた事象そのものは、避けがたいということになるかと思いますので、手続上「事故繰越」という判断になるかと思いますし、それは別に間違っているわけではございません。</p>
寺本委員	<p>これが例えば1月とか議会前であればどうなりますか。</p>

事務局	間違いなく「明許繰越」です。
寺本委員	そうですね。分かりました。要は説明ができたなら良いことなので。ありがとうございます。
福井委員	会計上の事故ということですね。
事務局	これは自治法上のことですから、言葉を変えることができないものです。そういうことで御理解いただければと思います。
阪口委員	何かバツがついて、次、不利になるとか、そうではないのですよね。
事務局	そういうことではございませんので、御安心ください。
細谷委員長	<p>ありがとうございます。あとは何か、御質問等なければ了解したということによろしいですか。</p> <p>それでは、次に「報告事項（3）令和7年度打出芦屋財産区会計予算について」説明をお願いします。</p>
事務局	－報告事項（3）令和7年度打出芦屋財産区会計予算について 説明－
細谷委員長	ありがとうございます。何か質問等あればお願いいたします。
樋口副委員長	<p>例えばですけども、歳出のほうで、この番号内の金額の流用というのはできるのですか。</p> <p>分かりやすく言うと18番の負担金、補助及び交付金という松くい虫に200万円、だんじりに150万円という合計350万円という金額は、この会で決まったら流用できるのでしょうか。</p> <p>例えば、松くい虫の木が減って行って、例えば200万円も要らない場合、それは同じ項目中にあるだんじりの補助金の方に、ちょっと言いにくいのですが、その年は多く補助金を出すというようなことは、この会議で決めてもいいのですか。</p>
事務局	この予算は議会の承認を得ておりますので、議員の皆様方に諮って、承認されたものです。基本的には、当初予算の範囲内で執行しますので、そういった補助金の流用は慎むことになります。そういった流用は、当然議会のほうからも厳しく言われております。

	<p>ただ緊急の工事あるいは、例えば以前あったコロナのような特異な事情があつて、急遽流用するという部分であれば、当然、後日議会の御承認も得られるかと思いますが、あくまでも30万円で予算の了承を得ていますので、そういう使い方はできないということでございます。そこはどうしても公金という縛りがあります。</p>
樋口副委員長	<p>自治会費とか、そういうのと一緒にしたら悪いのかもしれないですけども、この部分の流用は役員会に一任するとか、つまり、松くい虫対策が100万円で済んだら、20万円ずつぐらいはだんじりに回せたらいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>前回のときも御説明いたしました。令和7年度の予算を策定する際に、このだんじり補助金の増額について認められなかったという経緯があります。同じ予算内で費用が余ってくるからといって、それをだんじりに回せるかということ、それはできないこととなります。</p>
阪口委員	<p>だんじりの維持費にお金を使いたくないって言っているのは、何か私的なものとみなしているということですか。</p>
事務局	<p>考え方として、市では、様々な団体の様々な活動に補助金を出しておりますが、他の団体も今は増額していない状況というか、過去から言えば、行革の中で補助金を廃止したり、カットした団体などもあつたりしている中で、補助金の額を増額するというのは非常に厳しいということがございます。</p>
阪口委員	<p>公的なものじゃなくて、一部の人たちがやっていることに対して補助するか、しないかで決めているということですか。</p>
事務局	<p>市としまして、様々な団体に補助金を出している状況でございます。補助金は市の財政を考えたときに、一定の整理などを行い、説明がつくような形で予算化をする必要があります。</p>
阪口委員	<p>いや、それ論点が違います。</p> <p>だんじりは、公(おおよけ)のものだというふうな共通認識がないということですね。</p>

事務局	<p>公(おおやけ)のものだという共通認識がないということになってしまうと、そもそも今の金額ですら計上できなくなってしまいます。</p> <p>ですから、必要性そのものを根底から否定しているということではなくて、必要性があるので今の補助金の金額が少なくとも予算に計上なり反映されているということです。</p> <p>ただ、金額の多い少ないとかそういった部分については、財産区を含めまして同一の市長が予算を編成しておりますので、全体的な補助金の考え方というのは、財産区に対しても適用する必要があるというのが従来からの説明でございます。</p> <p>繰り返しになりますが、必要性が認められないとか、そういうことではなくて、実際に必要があるので、今もそれが毎年予算化されているということです。</p>
天王寺谷充康 委員	<p>市からの補助金ということですが、この補助金は、財産区の予算内で支出しているわけですが、税金から負担しているわけではないので、そこを以前も考慮してもらえないかなって言ったのですが、そこはどうですか。</p> <p>純粹に税金から負担する補助金と違う意味があると思います。</p>
事務局	<p>確かにおっしゃられるように、この部分の原資というのは税金ではありません。</p> <p>一方で、先ほど申し上げたように、財産区を含めまして同一の市長が予算を編成し、議会に提出しますので、先程ご説明申し上げた考え方のおりでございます。</p>
天王寺谷充康 委員	<p>補助金の支出が市から出してもらった補助金だったら、税金からもらっていることにはなりますが、財産区からの会計の中でのお金の使い方だから、補助金の概念がちょっと、おかしいような感じがします。</p>
事務局	<p>繰り返しになりますが、補助金というのは財産区も特別地方公共団体ですから、その予算の編成・執行というのは通常の地方公共団</p>

	体と同じ仕組みを提供せざるを得ないものです。
天王寺谷充康 委員	<p>それよく分かるのですが、この財産区会計の中での予算、支出ではないですか。</p> <p>市の税金を補助金に当てているのであれば、理解できるのですが、財産区の中だけでのお金の使い方で行っていただければいいなと感じます。</p>
福井委員	<p>基本的におっしゃることは分かるし、これまでずっと言うことで、三条・津知財産区会計との関係ということですか。</p>
事務局	<p>同じような補助金というのは確かにそうです。</p>
福井委員	<p>同じ市の中で、片方のだんじりには、30万円しか出していないのに、打出・芦屋だけ50万円にするというのは、市としてできませんということ、これまでもおっしゃってきたと思います。</p>
事務局	<p>確かに三条・津知財産区は厳しいという言い方をされていますが、一般会計のほかの補助金もある中で財産区だけが補助金を上げるということもあります。</p>
阪口委員	<p>でも、そのことは収入源が違うという話とはつながらないと思います。</p>
樋口副委員長	<p>だんじりが好きな人も嫌いな人も市民にはいます。市民の税金でだんじりだけ補助するというのはちょっと違うと思います。</p> <p>でもこれは、財産区の支出です。</p>
阪口委員	<p>バランスを考えると言うのであれば、水道部の土地賃貸料とのバランスは悪いので考えてほしい。</p>
朝比奈委員	<p>それと他の補助金のバランスということをおっしゃっておられますけれど、今、芦屋市はどういう団体に補助金を出しておられるのでしょうか。どういう補助金を出しているのかを見ないと、バランスが悪いという事は判断できない。</p>
福井委員	<p>今、団体補助をどうするか市で考えているけれども、天王寺谷充康委員が言ったように、その原資は全部税金です。任意団体に対する補助は全部税金ですけれども、この財産区に関しては、もうここ</p>

	<p>にいる委員の先祖が残したものです。その財産をどう使うかということ。しかも、これは市が認めた文化財の維持事業、事業補助で市の税金が関わっていない。もし、三条・津知財産区との関係ではないと言うのなら、やっぱりもう一度考えてほしいと思います。</p>
天王寺谷充康委員	<p>財産区の中で文化伝統に使いますという形にして、補助金という形じゃなくて、文化維持とか、伝統維持とか、そういう名目で出したらいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば財産区が視察に行ったりするということになったら、バスを借りたりするのは財産区が直接使っているので支出できます。ただし、だんじりの部分というのは、だんじりを維持をされている団体さんに払うことになるので、補助金になります。</p>
天王寺谷充康委員	<p>伝統文化が大切な芦屋だったら、そのぐらいはちょっと考えほしいです。みんなが一生懸命やっている文化を継承する考えがあるのなら文化にもうちょっと予算をつぎ込むことはできないのですか。前も市長に伝えたのですが、そんなに文化都市というのであれば、市としては伝統文化を守るのが一番大事でしょう。</p> <p>普通の新しい文化もそうだけど、伝統文化を継承する、そのために財産区があるわけです。昔から先祖が守ってきた土地をその財産区が管理する。その財産を無駄使いしないようにするための財産区の委員会なのだから、もうちょっと文化の継承を考えていただきたい。そもそも税金からのお金であれば、遠慮がありますけど、先祖から伝わってきた財産区の僅かな収入をそこに生かして頂きたいということ言っているわけです。</p> <p>だんじりは、こんな金額では運営していけない。みんなの町の寄付がなければできないわけだから、もうちょっと伝統文化に力を入れてもらいたいです。</p>
寺本委員	<p>確認ですが、財産区の部分については、基本は維持管理だけで、お金をもうけたらいけない、これが原則ということ。先ほどオリジナルの事業というお話し出しましたけども、財産区としてオリジ</p>

	<p>ナルの事業を行うことはできないですよ。維持管理しかできないので、だんじりにについても補助金という形になっていると思います。後は、事務局が頑張っていて、毎年補助金の交渉をして頂いていると思うのですが、今はその範囲内ではできないという理解でよろしいですね。</p> <p>前に福井委員のほうから財団法人の話とかが出ましたけども、財団法人になれば自分らで運用して、ある意味、自由に使えるようになると思うのですが、ただは今ちょっと地方公共団体の縛りがあるので、原則、維持管理だけという範囲の中で動いているというのが実態だということです。</p>
福井委員	<p>維持管理の業務委託でも駄目ですか。</p> <p>だんじりの維持管理を業務委託で各地区に委託費50万円を払ってお願いすれば良いのではないのでしょうか。一つの考えです。</p>
細谷委員長	<p>他になにかありますでしょうか。</p>
寺本委員	<p>決算と予算を比べたときに、積立金の話ですけど、決算上に出てくる積立金と歳出で出てくる積立金に金額の違いがあると思うのですが、例えば、決算では日本学生支援機構が4,000万円ですけど、歳出では3,000万円とか。何か大口定期も決算では9,000万円ぐらいなんですけど、歳出のほうでは6,000万円しか入ってない。これは何か違いがあるのですか。</p>
事務局	<p>大口定期が満期になったタイミングと債権募集のタイミングが一致しましたので、大口定期を継続にせず1,000万円を学生支援機構の債権のほうに切り替えたところがあります。</p> <p>それは決算と予算のタイミングの違いです。御存知のとおり、予算はかなり早い段階で策定しますので、予算時は大口定期であったものがその後に債権に切り替わったものがあります。</p>
寺本委員	<p>ということは、実際には決算額の数値が元になっていくということになるのですね。</p> <p>了解しました。</p>

細谷委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「報告事項（3）令和7年度打出芦屋財産区会計予算について」は了解したということでよろしく申し上げます。</p> <p>次に、その他のとして事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>前回の委員会のときに委員長のほうから住吉にできましただんじり会館視察につきましてお話がありました。事務局でも調べた結果、東灘区の70周年記念事業として、この場所にあった幼稚園の跡地の活用ということで公募し、その結果、一般財団法人住吉学園に決まって、だんじり会館ができたというところでございます。</p> <p>だんじり会館だけではなく横に共同住宅が建っており、一体とした建物となっています。</p> <p>だんじりの伝統文化の保存・継承・維持管理というのは非常に重要であるということで、長期運営できる工夫としてだんじり会館の運営資金を賃貸住宅の家賃収入でまかない、また、居住者に対してもだんじり文化を伝えることが期待できるという点から、住吉学園の案がプロポーザルで採用されて、今の形になっているという経緯があります。</p> <p>ホームページ等で確認したところ、だんじりの倉庫を兼ねた会館で、会議室や防音された部屋もあるようです。見学について委員の皆様のお意見を伺いしたと思います。</p>
福井委員	<p>事業自体もいいですが、一般財団法人住吉学園の仕組みとかも一緒にそこで聞くことができれば良いと思います。</p>
事務局	<p>相手方と調整もあるかと思いますが、施設見学と住吉学園関係者の方との場の調整をさせて頂きたいと思います。</p>
樋口副委員長	<p>せっかくの機会ですので、先ほどの防護網や蛇谷の道路とかも可能であれば、見たいと思います。</p>
細谷委員長	<p>行政視察として、事務局で調整をお願いします。</p> <p>それでは、本日の予定は以上でございます。署名に選ばれました委員さんにおかれましては、後日、議事録に署名をお願いいたします。</p>

	す。これもちまして、本日の会を終わります。ありがとうございました。 ました。
--	---